

鳥取県告示第546号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 実施区域 | 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|-------------|--|------------------|---|
| 西伯郡 大山町 | 平成21年10月1日（木） | 午後1時から 午後3時まで | 西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター |
| 〃 | 平成21年10月5日（月） | 〃 | 西伯郡大山町末長269-1 大山町大山公民館 |
| 西伯郡 日吉津村 | 平成21年10月6日（火） | 〃 | 西伯郡日吉津村大字日吉津965-1 日吉津村中央公民館 |
| 西伯郡 大山町 | 平成21年10月7日（水） | 〃 | 西伯郡大山町御来屋263-1 大山町名和公民館 |
| 西伯郡 伯耆町 | 平成21年10月8日（木） | 〃 | 西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場 |
| 〃 | 平成21年10月9日（金） | 〃 | 西伯郡伯耆町溝口647 伯耆町役場溝口分庁舎 |
| 西伯郡 南部町 | 平成21年10月13日（火） | 午前11時から 正午まで | 西伯郡南部町天萬558 あいみ公民館 |
| 〃 | 〃 | 午後1時から 午後3時まで | 西伯郡南部町法勝寺167-2 プラザ西伯 |
| 西伯郡 | 平成21年10月15日（木） | 〃 | 西伯郡大山町御来屋263-1 大山町名和公民館 |
| 〃 | 平成21年10月22日（木） | 〃 | 西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場 |
| 〃 | 平成21年11月2日（月）から同月30日（月） までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律（昭和23年法律第178号）に規 定する休日を除く。） | 午前9時から 午後4時まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 |